

ご家族（被扶養者）が就職や 結婚されたときは、届出が必要です！

あなたの被扶養者となっているご家族が、次のようなケースに当てはまるときは被扶養者ではなくなります。

「扶養家族等異動届」に健康保険証を添えて、事業所を通じて、原則、事由発生日から5日以内に健保組合へ提出してください。

※ 別途添付書類が必要となります。

◇こんなとき、被扶養者ではなくなります◇

就職や結婚などで 他制度に加入したとき

- 被扶養者が就職して、他健保の被保険者となったとき
- 被扶養者が結婚して、配偶者の被扶養者になったとき



被扶養者の収入が増加したとき

- 被扶養者の年収が130万円以上、または月収108,334円以上となったとき

※60歳以上の方は年収180万円未満かつ月収150,000円未満でなくなったとき



仕送り額が変わったとき

- 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
- 仕送り額が、被扶養者の収入より少なくなったとき



別居したとき

- 同居しなければ被扶養者になれない親族（義父母等）と別居したとき
- 別居後、被扶養者の収入を上回る仕送りがなくなったとき



雇用保険の給付を受けるとき

- 被扶養者が、雇用保険から失業給付を受給(※)しているとき



※ 基本手当日額が3,612円以上（60歳以上は5,000円以上）の場合に該当します。

亡くなったときや離婚したとき

- 被扶養者が亡くなったとき
- 被扶養者と離婚したとき



手続きもれのないようご協力をお願い致します。